

平和行政における新たな基金設置可能性調査業務 企画提案に係る質問への回答

質問1

企画提案仕様書 P2 5 委託業務の内容等 (1)(2)

必要に応じて実施するヒアリング調査について、

- (1) 対象自治体への依頼・打診は受託者が行いますか。
- (2) 対象自治体が了承する場合、リモートによるヒアリングとしても問題はありませんか。
- (3) ヒアリングに貴県が同席する予定はありますか。
- (4) 貴県の他部署に対してヒアリングを実施することは可能ですか。

回答（令和8年5月18日）

- (1) 基本は受託者において行うこととしますが、対象自治体との関係性等を考慮し、協議の上で発注者から行うこともあり得ます。
- (2) 必要な情報の収集が可能であるならば、リモートによるヒアリングとしても問題ありません。
- (3) 対象によって、又はスケジュールの関係によっては、協議の上で発注者が同席することがあります。
- (4) 可能です。この場合、発注者から打診を行います。

質問2

企画提案仕様書 P3

6 打合せ等

定期的な打合せの議事録作成は業務内容に含まれますか。

回答（令和8年5月18日）

打合せの議事録を作成することは想定していません。

質問3

企画提案仕様書 P3 7 成果物

成果物のうち、紙ベースで提出すべき部数の想定はありますか。例えば、30部以上提出すべき資料はありますか。

回答（令和8年5月18日）

7(1)に示す資料は、原則として各1部を想定しています。ただし、5(5)に示す報告書については、最大で20部ほど納品していただく場合があります。